

公 告 書

厚土東第 2151 号
令和 8 年 10 月 16 日

神奈川県厚木土木事務東部センター所長

下記に掲げる者に送達すべき道路損傷負担金の差押に関する書類は、この者の住所、居所が不明なので送達できません。この書類については、当所で保管していますので、申出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者	送 達 を 受 け る た め に 必 要 な 情 報	
	番 号	根 拠 法 令
高木 祐也	厚土東第 2151 号	国税徴収法第 131 条